

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：イノベーション推進課)

1		施設名	滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス									
2		施設の概要	敷地面積 632.89㎡ 延床面積 632.89㎡（うち賃借面積400.94㎡） 施設構造 エルティ932 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上18階建の4階部分を賃借									
			施設内容 （所在地）草津市大路1丁目1番1号 エルティ932 4階 （設置目的）SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）による事業の支援 （設置年月）平成15年4月									
3	募集概要	募集方法	非公募									
		募集要項配布期間	—									
		申請受付期間	令和7年9月4日～令和7年9月30日									
		指定期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）									
		管理業務内容	（1）スモールオフィス・ホームオフィスによる事業のための施設の提供に関する業務 （2）ビジネスオフィスの施設、設備および備品の維持管理に関する業務 （3）ビジネスオフィス入居者の支援等に関する業務 （4）その他ビジネスオフィスの設置の目的を達成するために必要な業務									
		管理料参考額	10,847,000円（消費税および地方消費税を含む。）									
4		応募状況	<table><thead><tr><th colspan="2">申請者</th><th rowspan="2">グループの構成 （グループ申請の場合）</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>草津市草津3丁目13番47号（株式会社アダムスセキュリティ）</td><td>Seif</td><td>代表団体：株式会社アダムスセキュリティ 構成団体：株式会社メディアエージェンシー</td></tr></tbody></table> 合計 1 者		申請者		グループの構成 （グループ申請の場合）	所在地	名称	草津市草津3丁目13番47号（株式会社アダムスセキュリティ）	Seif	代表団体：株式会社アダムスセキュリティ 構成団体：株式会社メディアエージェンシー
申請者		グループの構成 （グループ申請の場合）										
所在地	名称											
草津市草津3丁目13番47号（株式会社アダムスセキュリティ）	Seif	代表団体：株式会社アダムスセキュリティ 構成団体：株式会社メディアエージェンシー										
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会（インキュベーション部会）において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
		選定委員会委員（インキュベーション部会） *委員部会長（50音順、敬称略）	*辻田 素子（龍谷大学経済学部教授） 内藤 多恵（龍谷大学龍谷エクステンションセンター（REC）課長） 能登 博邦（独立行政法人中小企業基盤整備機構課長） 村上 貴美（公認会計士） 安田 慶太（弁護士）									
		審査基準	別添審査基準表参照									

審査経過		第1回滋賀県指定管理者等選定委員会（インキュベーション部会） 開催日：令和7年7月31日 内容：申請要項および審査基準の検討・策定 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会（インキュベーション部会） 開催日：令和7年10月15日 内容：申請者からのヒアリング・審査・候補者の選定							
審査結果	指定管理者の候補者	S e i f							
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果							
		申請者	選定基準1 （配点:10）	選定基準2 （配点:40）	選定基準3 （配点:25）	選定基準4 （配点:20）	選定基準5 （配点:5）	合 計	
		S e i f	7.2	29.0	18.4	13.4	2.5	70.5	
		※点数は各委員の平均値（100点満点）							
		○各委員の採点結果							
		申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
		S e i f	67.5	72.5	65.5	74.5	72.5	352.5	70.5
		○提示額一覧表							
		申 請 者				提 示 額			
		S e i f				10,481,600円			
		【選定理由】 申請者の事業計画等を審査した結果、選定基準を満たしていると判断され、申請者である S e i f を指定管理者の候補者として選定した。特に、入居者に対して積極的に交流の機会を設け、インキュベーションマネージャーだけでなく現に事業を行っている代表自らも入居企業に対してアドバイスを行っている支援が、入居企業に対する創業支援を充実させる取組として評価された。							
		【指定管理者選定委員会の概要】 ・当該施設は令和9年度末の廃止が決定しており、新たな入居者の誘致が難しく、運営も流動的な状況であるが、現入居者に対する創業支援のさらなる充実に努めており、廃止までの期間においても入居企業への最大限のサポートが期待できる。 ・令和4年度から継続して当該施設の指定管理者として、施設管理および創業支援において問題なく安定した運営実績を有している。							
		上記の結果、S e i f を指定管理者の候補者として選定した。							